

# 弥右衛門ふれあいセンタートイレ改修機械設備工事

## 図面目録

図面番号	図面名称
M - 00	表紙
M - 01	特記仕様書（1）
M - 02	特記仕様書（2）
M - 03	附近見取図・位置図
M - 04	1階平面図（改修前・改修後）

弥右衛門ふれあいセンタートイレ改修機械設備工事 特記仕様書								特記事項																														
項目				特記事項				項目				特記事項																										
<p><b>I 工事概要</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事場所 高知市北御座2番60号</li> <li>建物概要</li> </ol> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建物名称</th> <th>構造</th> <th>階数</th> <th>建築基準法に基づく延べ面積</th> <th>消防法施行令別表第一</th> <th>都市計画法に基づく用途地域</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>弥右衛門ふれあいセンター</td> <td>鉄骨造</td> <td>1</td> <td>956m<sup>2</sup></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <ol style="list-style-type: none"> <li>工事種目 弥右衛門ふれあいセンター           <ul style="list-style-type: none"> <li>衛生器具設備 一式</li> <li>機具工事 一式</li> <li>発生材処理 一式</li> </ul> </li> <li>関連工事等           <ul style="list-style-type: none"> <li>建築工事</li> <li>電気設備工事</li> <li>衛生設備工事</li> <li>空調設備工事</li> <li>植栽工事</li> <li>外構工事</li> <li>解体工事</li> </ul> </li> <li>完成工期 完成期限の( )日前 (令和 年 月 日)</li> <li>部分使用 (工事請負契約第34条第1項)</li> </ol> <p><b>II 設備工事仕様</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>特記仕様           <ol style="list-style-type: none"> <li>項目は、番号に印の付いたものを適用する。</li> <li>特記事項は、印の付いたものを適用する。印の付いたものを適用する。印と印の付いた場合は、共に適用する。</li> <li>特記事項に記載の「内表示番号」は、「公共建築工事標準仕様書」の当該項目。当該図又は当該表を示す。</li> <li>特記事項に記載の「内表示番号」は、「公共建築改修工事標準仕様書」の当該項目。当該図又は当該表を示す。</li> <li>特記事項に記載の「内表示番号」は、「建築解体工事共通仕様書」の当該項目。当該図又は当該表を示す。</li> </ol> </li> <li>適用基準等           <p>面図及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房工務課監修の以下による。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版</li> <li>※ 公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) 令和4年版</li> <li>※ 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) 令和4年版 ※ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) 令和4年版</li> <li>※ 建築物解体工事共通仕様書 令和4年版</li> </ul> </li> <li>「休工2日制モデル工事」の実施について           <p>発注者指定型 受注者希望型 工事着手手順から工事完成までの間の土曜日及び日曜日を現場の休工日の基本とする 「週休2日制モデル工事」の対象工事である。実施にあたっては高知市「週休2日制モデル工事」 試行要領(常緒工事編)による。 (https://www.city.kochi.kochi.jp/soshiki/123/syukuhutsuka.html)</p> <p>①対象外(理由:現場工期が30日以内のため)</p> </li> </ol>								建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考	弥右衛門ふれあいセンター	鉄骨造	1	956m <sup>2</sup>				<p>配置人員の資格</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1名以上/1班は交通誘導警備業務に係る検定合格者(1級又は2級)を配置する工事。</li> </ul> <p>※交通誘導に際し、1名以上/1班は専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置する工事。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>資 格 要 件</th> <th>配 置 人 数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)</td> <td>交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>2. 交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)</td> <td>警備業法における指定講習を受講したもの 1項 第2号の警備業務を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に從事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、事前に監督職員に検定合格証の写し等の資格要件の確認できる資料を提出するものとする。 また、警備員に変更が生じた場合は、速やかに監督職員に同様の資料を提出するものとする。</p> <p><b>16. 統括安全衛生管理義務者の指名</b></p> <p>17. 発生材の処理</p> <p>産業廃棄物の運搬、処分等については、(1.3.9)により適切に処分するものとし、事前に監督職員に処理計画書を提出する。 産業廃棄物の運搬或いは処分を他業者に委託する場合は、本工事についての書面による委託契約を行い、処理計画書にその写しきを添付する。 自己処分場で処分する場合は、その処分場が関係法令の規定に適合する旨の資料を提出し、監督職員の現地立会を受けた上で承諾を得る。(積替・保管についても同様とする。) 産業廃棄物の収集・運搬に當たっては、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下、「廃棄物処理法」という。)施行令に基づく車両への表示及び書面の備え付けを行うこと。 また、産業廃棄物を搬出する車両について、処分場ごとに1台のみ写真撮影し、隨時監督職員に報告する。 廃棄物処理法を遵守し、工期内に最終処分(埋立処分・海洋投投入又は再生)を終了しなければならない。 また、産業廃棄物管理票(以下、「マップテスト」という。)により適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員にそのE票の写しを提出しなければならない。 ただし、廃棄物処理法を遵守した上で、工期内に産業廃棄物の最終処分を終了することが困難な場合で、監督職員が認める場合においては、工期内に中間処理業者への搬入が終了すればよいものとする。 この場合、マニピュストにより適正に中間処理業者へ搬入されていることを確認するとともに、監督職員にそのB2票の写しを提出しなければならない。また、最終処分終了後速やかにE票の写しを提出しなければならない。 なお、廃棄物処理に定める電子情報処理組織を使用する場合は別途協議する。 引き渡しを要するもの 現場再利用を図るもの ※ 再生資源化を図るもの ※ 有価物処理を図るもの 有価物処理の完了を証明できる書類を提出する。 特別管理産業廃棄物の処理方法 P C B 使用機器 P C B 使用機器は関係法令により適切に処理し、建物管理者に引き渡す。 フロン類の回収・破壊を図るもの ※ 業務用エアコンディショナー ※ 冷蔵冷凍機器 フロン放出抑制法に従い適切に処理し、工程管理票及びフロン類の回収・破壊の完了を証明できる書類を提出する。 特殊な建設副産物 ※ 六つ化硫黄ガス ※ オン化式煙感知器 開閉器に含まれる六つ化硫黄ガスは製造業者に回収を委託し、回収後の機器は適正に処分する。 イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。それぞれの処理が証明できる書類を提出する。</p> <p>&lt;せっこうボードの処理方法&gt; ひ素・カドミウム含有せっこうボードの処理 ※ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 製造業者に処分を委託 石綿含有(カドミウム含有せっこうボード以外のせっこうボードの処理 ・ 再資源化施設で再資源化 ・ 管理型最終処分場で埋立処分 ・ 再資源化施設で再資源化</p> <p>再生資源利用(促進) 計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>再生資源利用(促進) 計画書及び実施書の提出(請負金額100万円以上)</p> <p>20. 化学物質の室内濃度の測定</p> <p>事前調査範囲 ※ 改修範囲 賃貸資料 有・既存の設計図書 ※ 無</p> <p>分析調査 ※ 書面調査及び現地での目視調査の結果により、監督職員と協議する。 行う(調査材料使用部位 調査材料名 検体数)</p> <p>分析方法 ※ 定性分析 定性分析の結果により、定量分析を行う場合は監督職員と協議する。</p> <p>※ 別契約の受注者にて実施 濃度測定に際し、当該工事関係者とともに実施日等の調整を図り、協力すること。 ・ 本工事にて実施 化学物質の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を監督職員に提出する。ただし、完成検査前に報告書の提出が困難な場合は、事前に信頼の置ける速報等の資料を監督職員に提出する。この場合、後日に正式な報告書を速やかに監督職員に提出しなければならない。 測定する業者の選定にあたっては、あらかじめ監督職員に報告すること。 測定方法 ※ 厚生労働省「室内空気中化学物質の室内濃度指針及び標準的測定方法について」による。 測定対象化学物質 ※ ホルムアルデヒド ※ テルエン ※ キシレン ※ エチルベンゼン ※ スチレン ※ バラジクロロベンゼン 測定箇所 ( ) 箇所 測定時期 ※ 完成前 着手前 測定対象室 ( ) 測定時期 ※ 完成前 着手前</p> <p>※ 国等による環境保護等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)及び「高知県グリーン購入基本原則・基本方針及び実施計画」に基づき、重点調達品目については、積極的に利用すること。</p> <p>本工事に使用する材料等のうち、特定のものが特記された場合は、設計図書に規定するもの又はこれらと同等のものとする。 (種不同)また、「評価名簿による」と特記されたものについては、「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿」によるもの、又は評価の内容についてこれらと同等と認められるものとする。ただし、同等とする場合は、監督職員の承認を受ける。</p> <p>21. グリーン購入法 22. 設備機材等</p> <p>23. 特別な材料の工法</p> <p>24. 技能士の適用</p> <p>25. 完成時の提出物</p> <p>26. 建築物等の利用に関する説明書</p> <p>27. 取扱い説明</p> <p>28. 不当要求等への対応</p> <p>29. 暴力団</p> <p>30. 消防計画</p> <p>31. 工事用水・電力</p> <p>32. 仮囲い</p> <p>33. 砂利地業</p> <p>34. 保護砂</p> <p>35. 埋戻し</p> <p>36. 建設発生土の処理</p> <p>37. 電気主任技術者への報告</p> <p>38. 工事特性等</p> <p>39. 他の施設</p> <p>40. 利用できる(※ 有償・無償)</p> <p>41. 利用できる(※ 有償・無償)</p> <p>42. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>43. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>44. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>45. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>46. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>47. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>48. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>49. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>50. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>51. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>52. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>53. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>54. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>55. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>56. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>57. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>58. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>59. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>60. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>61. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>62. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>63. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>64. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>65. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>66. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>67. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>68. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>69. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>70. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>71. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>72. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>73. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>74. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>75. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>76. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>77. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>78. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>79. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>80. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>81. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>82. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>83. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>84. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>85. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>86. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>87. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>88. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>89. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>90. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>91. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>92. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>93. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>94. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>95. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>96. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>97. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>98. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>99. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>100. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>101. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>102. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>103. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>104. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>105. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>106. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>107. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>108. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>109. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>110. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>111. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>112. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>113. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>114. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>115. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>116. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>117. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>118. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>119. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>120. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>121. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>122. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>123. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>124. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>125. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>126. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>127. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>128. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>129. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>130. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>131. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>132. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>133. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>134. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>135. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>136. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>137. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>138. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>139. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>140. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>141. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>142. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>143. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>144. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>145. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>146. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>147. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>148. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>149. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>150. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>151. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>152. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>153. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>154. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>155. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>156. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>157. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>158. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>159. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>160. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>161. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>162. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>163. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>164. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>165. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>166. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>167. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>168. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>169. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>170. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>171. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>172. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>173. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>174. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>175. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>176. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>177. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>178. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>179. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>180. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>181. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>182. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>183. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>184. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>185. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>186. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>187. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>188. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>189. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>190. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>191. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>192. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>193. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>194. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>195. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>196. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>197. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>198. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>199. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>200. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>201. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>202. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>203. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>204. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>205. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>206. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>207. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>208. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>209. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>210. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>211. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>212. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>213. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>214. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>215. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>216. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>217. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>218. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>219. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>220. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>221. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>222. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>223. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>224. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>225. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>226. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>227. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>228. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>229. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>230. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>231. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>232. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>233. 利用できない(※ 有償・無償)</p> <p>234. 利用できない(※ 有償・無償)</p>								資 格	資 格 要 件	配 置 人 数	1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの	人	2. 交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの 1項 第2号の警備業務を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に從事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人
建物名称	構造	階数	建築基準法に基づく延べ面積	消防法施行令別表第一	都市計画法に基づく用途地域	備考																																
弥右衛門ふれあいセンター	鉄骨造	1	956m <sup>2</sup>																																			
資 格	資 格 要 件	配 置 人 数																																				
1. 2級交通誘導警備検定合格者(交通誘導警備員A)	交通誘導警備に關して、公安委員会が学科及び実施試験を行い、専門的な知識・技能を有すると認めたもの	人																																				
2. 交通誘導に關し、専門的な知識及び技能を有する警備員等(交通誘導警備員B)	警備業法における指定講習を受講したもの 1項 第2号の警備業務を現に受けているもので、交通誘導に関する警備業務に從事した期間(実務経験年数)が1年以上であるもの	人																																				

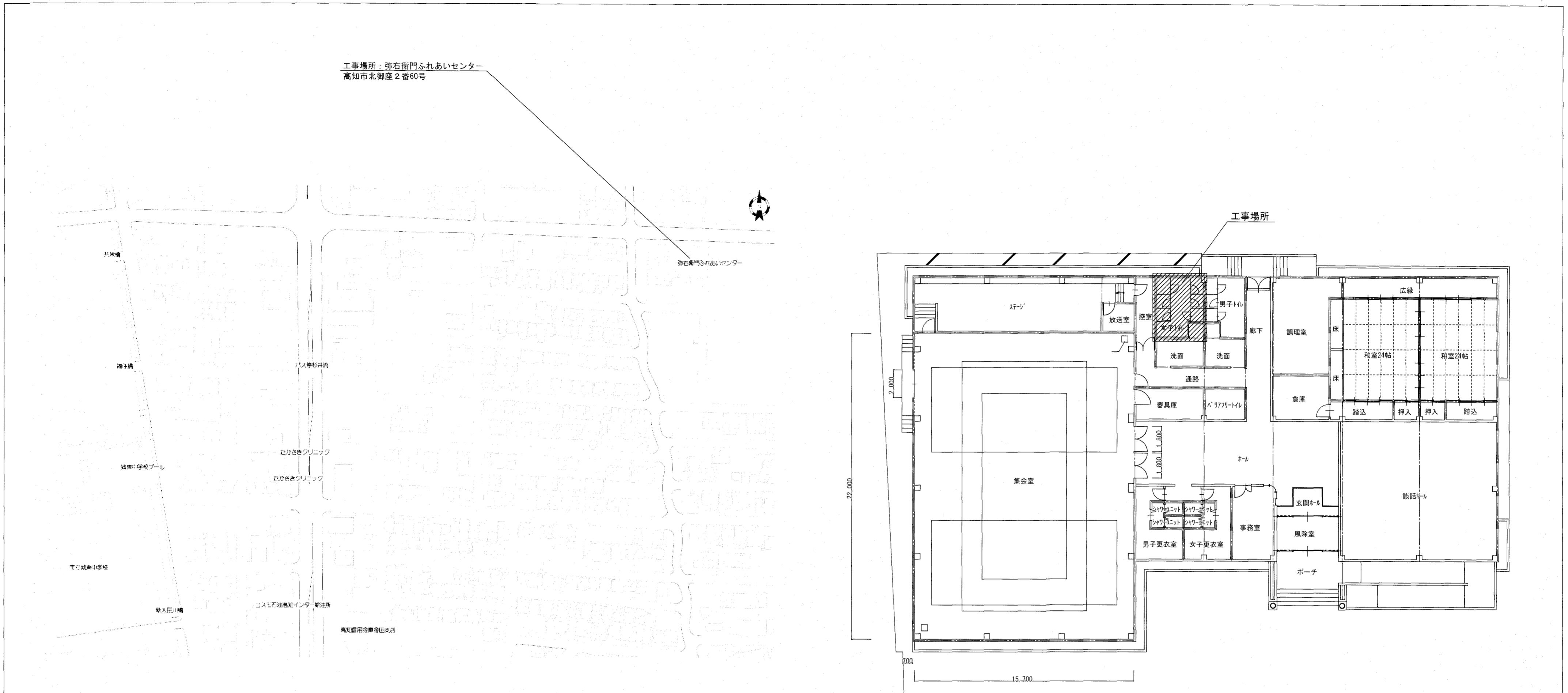
項目	特記事項	項目	特記事項	項目	特記事項																																																																																																																																																								
機械設備特記事項																																																																																																																																																													
1 標識その他	<p>※ 配管表記 (1.1.7.4準拠) [1.1.8.5準拠]</p> <p>a) 機械室・ピット・P.S内・天井点検口・配管分岐場所には必ず表記する。 b) 表記内容は、流体・サイズ・系統名とし、場所・向き・文字サイズ等事前協議決定後に施工する。 c) 配管の識別は、原則としてJIS Z 9102によるものとし、識別方法・色合は監督職員の指示による。</p> <p>※ 機器表記 (該当する主要機器は事前に確認する。)</p> <p>a) 設計記号の付いている主要機器には、カッティングシート等にて表記 (管理番号・室名・設置年月等) を行う。 b) パッケージエアコン等の空調機は、室内機だけでなく室外機にも表記を行う。 c) 水中に設置する各種主要機器は銘板 (製造社名・製造年月・型番・性能等) を盤付近にも設ける。</p> <p>※ 弁には、開閉等を記入したアクリル板を取り付け、風で飛んだり騒音を立てないように固定するか、表示方法を協議する。</p> <p>※ 埋設弁ボックスには、内部に系統名・管サイズ・設置年月を書いたアクリル板を入れる。</p> <p>※ 埋設弁ボックスの蓋は、流体の行き先側に蓋の付根を向ける。</p> <p>※ 排水以外の屋外埋設管には、曲がり・分岐部・その他埋設管の位置が確認できるように地中埋設標を設ける。</p> <p>※ 排水以外の屋外埋設管の埋戻し時には、GL=150mm程度に埋設表示用アルミテープを埋設する。</p>	11 メカニカル維手	<p>※ メカニカル維手は伸縮可とう・離脱防止性能を有し、内外面エポキシ粉体塗装を施したものとする。</p> <p>※ 改修工事等で錆管類 (ライニング鋼管) を切断して、やむを得ずメカニカル維手を使用する場合には、切断部の防錆処理として、J AWWA K 135規格適合品にて処置する。</p>	12 吊り及び支持	<p>※ 原則として下図に従う。詳細は国土交通省仕様による。</p> <p>(2.2.6.3準拠) [2.2.4.3準拠]</p> <table border="1"> <caption>横走り管の吊り及び振れ止め最大支持間隔</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">分類</th> <th colspan="10">呼び径</th> </tr> <tr> <th>15</th><th>20</th><th>25</th><th>32</th><th>40</th><th>50</th><th>65</th><th>80</th><th>100</th><th>125</th><th>150</th><th>200</th><th>250</th><th>300</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>吊り金物による吊り</td> <td colspan="10"></td> <td>2.0m</td><td colspan="3">3.0m</td> </tr> <tr> <td>ビニール管等</td> <td colspan="10"></td> <td>1.0m</td><td colspan="3">2.0m</td> </tr> <tr> <td>形鋼振れ止め支持</td> <td colspan="10"></td> <td>—</td><td colspan="3">8.0m</td> </tr> <tr> <td>形鋼振れ止め支持</td> <td colspan="10"></td> <td>—</td><td colspan="3">6.0m</td> </tr> <tr> <td>ビニール管等</td> <td colspan="10"></td> <td>8.0m</td><td colspan="3">12m</td> </tr> <tr> <td>ビニール管等</td> <td colspan="10"></td> <td>—</td><td colspan="3">6.0m</td> </tr> <tr> <td>ビニール管等</td> <td colspan="10"></td> <td>8.0m</td><td colspan="3">12m</td> </tr> </tbody> </table> <p>立て管の固定及び振れ止め箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">固定</th> <th colspan="2">鋼管等</th> <th colspan="2">最下階の床又は最上階の床</th> </tr> <tr> <th>鋼管等</th> <th>各階1箇所</th> <th>鋼管等</th> <th>各階1箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>形鋼振れ止め支持</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">各階1箇所</td> </tr> <tr> <td>ビニール管等</td> <td colspan="2"></td> <td colspan="2">各階1箇所</td> </tr> </tbody> </table>	分類	呼び径										15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300	吊り金物による吊り											2.0m	3.0m			ビニール管等											1.0m	2.0m			形鋼振れ止め支持											—	8.0m			形鋼振れ止め支持											—	6.0m			ビニール管等											8.0m	12m			ビニール管等											—	6.0m			ビニール管等											8.0m	12m			固定	鋼管等		最下階の床又は最上階の床		鋼管等	各階1箇所	鋼管等	各階1箇所	形鋼振れ止め支持			各階1箇所		ビニール管等			各階1箇所		24 拝	<p>b) 維持管理を管理業者に引継ぐ場合は、直前に水質検査 (BOD・SS・PH・大腸菌・塩素イオン) を行い、そのコピーを管理業者、施設管理者、監督職員に渡し、設計・施工・現況の注意事項を申し送ること。</p> <p>※ 見やすい場所に、型式・施工者名・設置年月・処理能力・放流水質を記入した銘板を設置する。</p>	
分類	呼び径																																																																																																																																																												
	15	20	25	32	40	50	65	80	100	125	150	200	250	300																																																																																																																																															
吊り金物による吊り											2.0m	3.0m																																																																																																																																																	
ビニール管等											1.0m	2.0m																																																																																																																																																	
形鋼振れ止め支持											—	8.0m																																																																																																																																																	
形鋼振れ止め支持											—	6.0m																																																																																																																																																	
ビニール管等											8.0m	12m																																																																																																																																																	
ビニール管等											—	6.0m																																																																																																																																																	
ビニール管等											8.0m	12m																																																																																																																																																	
固定	鋼管等		最下階の床又は最上階の床																																																																																																																																																										
	鋼管等	各階1箇所	鋼管等	各階1箇所																																																																																																																																																									
形鋼振れ止め支持			各階1箇所																																																																																																																																																										
ビニール管等			各階1箇所																																																																																																																																																										
2 総合調整	<p>本工事に該当する工事種目について、下記項目の総合調整を行い、計画書及び報告書を監督職員に提出する。</p> <p>a) 風量調整 b) 水量・水圧調整 c) 室内外空気の温湿度の測定 d) 騒音の測定 e) 室内気流及びじんあいの測定 f) 飲料水の水質の測定</p> <p>なお、季節により運転条件が異なる、使用開始から定常状態に入るまでに時間を要する等の理由により、工期内の測定完了が不可能な調整項目の対応については、監督職員との協議による。</p>	13 埋設管の保護	<p>※ 国土交通省仕様どおりに吊り配管等を施工しても、他の資材配管等と干渉する場合は振止めを適宜設ける。</p> <p>※ 屋外等で吊り金物による施工ができない場合には、ブレケット等にて配管及び配管付属品を支持し、配管荷重による管の移動を抑える。</p> <p>※ 契約量水器までの埋設給水管及び埋設ガス管は管の周囲100mm程度に保護砂を入れる。</p> <p>※ 契約量水器以降の埋設給水管及び埋設消火管は簡易保溫管で巻く。</p> <p>※ 排水管は管が移動しないように中心程度まで埋戻す。ただし、土圧及び上載荷重が管きの耐荷重を超える場合は、遮断用砂で巻立て、外圧に対して管きを保護する。</p>	25 防振施工	<p>※ コンクリート製の樹 (工場製作品) には、仕上がり5cm程度に砂利又は砂等で基礎を施す。</p> <p>※ プラスチック製等の樹には、コンクリート製または既製の複合材製による基礎を施す。</p> <p>※ 補装面に設置されない樹の蓋は、周囲をモルタル等 (厚さ10cm程度) により保護する。</p>	26 転倒・落下・傾き防止	<p>[下水道排水設備指針と解説準拠]</p> <p>※ 機器の振動が建物に影響を及ぼすおそれのあるものは、適切な防振措置を施す。</p> <p>※ 電動機等により振動を生じる機器及び配管の固定部にはダブルナットやストップーボルト等により緩み、脱落防止措置を施す。ナットは、アイマークにより締付けが確認できるようにし、ナットの余長は3山以上を標準とする。</p> <p>【公共建築設備工事標準規格 (機械設備工事編) 準拠】</p> <p>※ 床又は壁に設置の機器で重量が大きく重心位置が比較的高い機器については転倒防止措置を施す。</p> <p>※ 天吊り機器には振動用防振架台や斜材を用いて落下・傾き防止措置を適切に施す。</p>																																																																																																																																																						
3 配管材料	<p>配管の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>屋内露出</th> <th>天井P.S内</th> <th>床下暗渠内</th> <th>屋外露出</th> <th>屋外埋設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水</td> <td>□□□</td> <td>□□□(4)</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水・通気</td> <td>□□□</td> <td>□□□(4)</td> <td>□□□(2)</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>125A以上はVU</td> </tr> <tr> <td>給湯</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ガス</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷媒</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器ドレン</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td>□□□(2)</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷温水</td> <td>□□□(5)</td> <td>□□□(5)</td> <td>□□□(5)</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> <tr> <td>冷却水</td> <td>□□□(3)</td> <td>□□□(3)</td> <td>□□□(3)</td> <td>□□□</td> <td>□□□</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 配管用炭素鋼管 (SGP黒管・JIS G 3452) (2) 配管用炭素鋼管 (SGP白管・JIS G 3452) (3) 水道用硬質塩化ビニル管/鋼管 (SGP-VB: JWWA K 116) (4) 水道用硬質塩化ビニル管/鋼管 (SGP-VD: JWWA K 116) (5) 水道用耐熱性硬質塩化ビニル管/鋼管 (HT: JIS K 6776) (6) 消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管 (SGP-VS: WSP 041) (7) 排水用硬質塩化ビニル管/鋼管 (W-VA: WSP 042) (8) 配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TP-A: JIS G 3459) (9) 一般配管用ステンレス鋼管 (SUS 304 TPD: JIS G 3448) (10) 断熱材被覆鋼管 (JGDA 0009) (11) 水道用架橋用リチニ管 (JIS K 6787) (12) 水道用リチニ管 (JIS K 6762)</p> <p>設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。</p>	場所	屋内露出	天井P.S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考	給水	□□□	□□□(4)	□□□	□□□	□□□		排水・通気	□□□	□□□(4)	□□□(2)	□□□	□□□	125A以上はVU	給湯	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□		消防	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□		ガス	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□		冷媒	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□		機器ドレン	□□□	□□□	□□□(2)	□□□	□□□		冷温水	□□□(5)	□□□(5)	□□□(5)	□□□	□□□		冷却水	□□□(3)	□□□(3)	□□□(3)	□□□	□□□		14 埋設深さ	<p>管の地中埋設深さは、原則として車両道路では管の上端より600mm以上、それ以外では300mm以上とする。ただし、寒冷地では凍結深度以上とする。</p>	27 特定天井への対応	<p>天吊り機器等の施工方法は、「建築物における天井脱落対策に係る技術基準」に適合すること。</p>																																																																																		
場所	屋内露出	天井P.S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考																																																																																																																																																							
給水	□□□	□□□(4)	□□□	□□□	□□□																																																																																																																																																								
排水・通気	□□□	□□□(4)	□□□(2)	□□□	□□□	125A以上はVU																																																																																																																																																							
給湯	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□																																																																																																																																																								
消防	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□																																																																																																																																																								
ガス	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□																																																																																																																																																								
冷媒	□□□	□□□	□□□	□□□	□□□																																																																																																																																																								
機器ドレン	□□□	□□□	□□□(2)	□□□	□□□																																																																																																																																																								
冷温水	□□□(5)	□□□(5)	□□□(5)	□□□	□□□																																																																																																																																																								
冷却水	□□□(3)	□□□(3)	□□□(3)	□□□	□□□																																																																																																																																																								
4 配管付属品		15 防食措置	<p>※ 鋼管・船管のコンクリート内配管にはプラスチックテープ1／2重ね1回巻きとする。</p>	28 耐震施工	<p>設備機器の固定等は、国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針(2014年版)」及び建設大臣官房工務局監修の「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説(平成8年版)」による。局部震度法による設計用標準震度は、構造体の耐震安全性の分類、設備機器の重要度及び設置階により選定する。100kg以上の機器に適用し、それ以下の機器については監督職員と協議する。</p>																																																																																																																																																								
5 スリーブ		16 保温工事	<p>※ 地中に埋設する鉄管・鋳鉄管・メカニカル維手・特殊維手類にはポリエチレンスリーブ等の被覆を講じること。</p> <p>〔給水装置工事施工要領〕</p> <p>保温の種別</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>屋内露出</th> <th>機械室・倉庫</th> <th>天井P.S内</th> <th>床下暗渠内</th> <th>屋外露出</th> <th>屋外埋設</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給水</td> <td>a(1) VII</td> <td>b(1) VII</td> <td>c(1) VII</td> <td>d(n) VII</td> <td>e(1) VII</td> <td>f(1) VII</td> <td></td> </tr> <tr> <td>排水</td> <td>g(1) VII</td> <td>h(1) VII</td> <td>i(1) VII</td> <td>j(1) VII</td> <td>k(1) VII</td> <td>l(1) VII</td> <td>屋内空調用ドレン管は保温材付き</td> </tr> <tr> <td>給湯</td> <td>m(1) VII</td> <td>n(1) VII</td> <td>o(1) VII</td> <td>p(1) VII</td> <td>q(1) VII</td> <td>r(1) VII</td> <td>断熱材被覆鋼管の場合</td> </tr> <tr> <td>冷媒管</td> <td>s(1) VII</td> <td>t(1) VII</td> <td>u(1) VII</td> <td>v(1) VII</td> <td>w(1) VII</td> <td>x(1) VII</td> <td>丸形ダクト</td> </tr> <tr> <td>矩形ダクト</td> <td>y(1) VII</td> <td>z(1) VII</td> <td>aa(1) VII</td> <td>ab(1) VII</td> <td>ac(1) VII</td> <td>ad(1) VII</td> <td>丸形ダクト</td> </tr> <tr> <td>丸形ダクト</td> <td>ae(1) VII</td> <td>af(1) VII</td> <td>ag(1) VII</td> <td>ah(1) VII</td> <td>ai(1) VII</td> <td>aj(1) VII</td> <td>井・縫手類</td> </tr> <tr> <td>井・縫手類</td> <td>ak(1) VII</td> <td>al(1) VII</td> <td>am(1) VII</td> <td>an(1) VII</td> <td>ao(1) VII</td> <td>ap(1) VII</td> <td>(f) ロックウール保温材 (g) ガラスウール保温材 (h) ポリスチレンフォーム保温材</td> </tr> <tr> <td>(i) 簡易保温筒 10mm (j) 簡易保温筒 20mm (k) 簡易耐熱保温筒 10mm (l) 简易耐热保温筒 20mm</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。</td> </tr> </tbody> </table>	場所	屋内露出	機械室・倉庫	天井P.S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考	給水	a(1) VII	b(1) VII	c(1) VII	d(n) VII	e(1) VII	f(1) VII		排水	g(1) VII	h(1) VII	i(1) VII	j(1) VII	k(1) VII	l(1) VII	屋内空調用ドレン管は保温材付き	給湯	m(1) VII	n(1) VII	o(1) VII	p(1) VII	q(1) VII	r(1) VII	断熱材被覆鋼管の場合	冷媒管	s(1) VII	t(1) VII	u(1) VII	v(1) VII	w(1) VII	x(1) VII	丸形ダクト	矩形ダクト	y(1) VII	z(1) VII	aa(1) VII	ab(1) VII	ac(1) VII	ad(1) VII	丸形ダクト	丸形ダクト	ae(1) VII	af(1) VII	ag(1) VII	ah(1) VII	ai(1) VII	aj(1) VII	井・縫手類	井・縫手類	ak(1) VII	al(1) VII	am(1) VII	an(1) VII	ao(1) VII	ap(1) VII	(f) ロックウール保温材 (g) ガラスウール保温材 (h) ポリスチレンフォーム保温材	(i) 簡易保温筒 10mm (j) 簡易保温筒 20mm (k) 簡易耐熱保温筒 10mm (l) 简易耐热保温筒 20mm							設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。	29 別途工事	<p>スリーブ及び箱入れの補強筋</p> <p>ガラリ</p> <p>窓枠アルミバネル</p> <p>床点検口</p> <p>天井及び壁開口に対する下地補強</p> <p>洗面化粧台水栓及び排水金物</p> <p>ギッシュ台水栓及び排水金物</p> <p>レンジフードファン</p> <p>シャワーユニット換気扇</p> <p>化粧鏡 (一般便所)</p> <p>化粧鏡 (多機能便所)</p> <p>浴槽機器及び空調機器のリモコン配線用配管</p> <p>コンクリート基礎 ( 室外機 )</p> <p>受水槽</p> <p>ポンベ</p> <p>設計図面に本工事で施工の旨が個別に記載されたものについてはこれによらない。</p>																																																																																
場所	屋内露出	機械室・倉庫	天井P.S内	床下暗渠内	屋外露出	屋外埋設	備考																																																																																																																																																						
給水	a(1) VII	b(1) VII	c(1) VII	d(n) VII	e(1) VII	f(1) VII																																																																																																																																																							
排水	g(1) VII	h(1) VII	i(1) VII	j(1) VII	k(1) VII	l(1) VII	屋内空調用ドレン管は保温材付き																																																																																																																																																						
給湯	m(1) VII	n(1) VII	o(1) VII	p(1) VII	q(1) VII	r(1) VII	断熱材被覆鋼管の場合																																																																																																																																																						
冷媒管	s(1) VII	t(1) VII	u(1) VII	v(1) VII	w(1) VII	x(1) VII	丸形ダクト																																																																																																																																																						
矩形ダクト	y(1) VII	z(1) VII	aa(1) VII	ab(1) VII	ac(1) VII	ad(1) VII	丸形ダクト																																																																																																																																																						
丸形ダクト	ae(1) VII	af(1) VII	ag(1) VII	ah(1) VII	ai(1) VII	aj(1) VII	井・縫手類																																																																																																																																																						
井・縫手類	ak(1) VII	al(1) VII	am(1) VII	an(1) VII	ao(1) VII	ap(1) VII	(f) ロックウール保温材 (g) ガラスウール保温材 (h) ポリスチレンフォーム保温材																																																																																																																																																						
(i) 簡易保温筒 10mm (j) 簡易保温筒 20mm (k) 簡易耐熱保温筒 10mm (l) 简易耐热保温筒 20mm							設計図面に個別の記載があるものについてはこれによらない。																																																																																																																																																						
6 支持材料		30 支給品	<p>スリーブ及び箱入れの補強筋</p> <p>ガラリ</p> <p>窓枠アルミバネル</p> <p>床点検口</p> <p>天井及び壁開口に対する下地補強</p> <p>洗面化粧台水栓及び排水金物</p> <p>ギッシュ台水栓及び排水金物</p> <p>レンジフードファン</p> <p>シャワーユニット換気扇</p> <p>化粧鏡 (一般便所)</p> <p>化粧鏡 (多機能便所)</p> <p>浴槽機器及び空調機器のリモコン配線用配管</p> <p>コンクリート基礎 ( 室外機 )</p> <p>受水槽</p> <p>ポンベ</p> <p>設計図面に本工事で施工の旨が個別に記載されたものについてはこれによらない。</p>																																																																																																																																																										
7 さや管工法	<p>さや管ヘッダー工法で施工する場合、さや管施工後に配管挿入を行い、同時に施工としない。</p>	31 メーカリスト	<p>機器名</p> <p>衛生陶器</p> <p>TOTO, LIXIL</p> <p>水栓金具類</p> <p>F R P 水栓</p> <p>三菱樹脂、日立化成、積水、ブリヂストン</p> <p>うず巻ポンプ</p> <p>荏原、日立、テラル、川本</p> <p>水中モーターポンプ</p> <p>荏原、日立、テラル、川本、鶴見</p> <p>汚水・汚物ポンプ</p> <p>荏原、日立、テラル、川本、鶴見、新明和</p> <p>電気温水器</p> <p>四菱電機、ユーパック、日本電熱、パナソニック、三菱、日立</p> <p>厨 房 機 器</p> <p>日本調理、フジマック、北沢、ホシザキ四国、タニコー、マルゼン</p> <p>小型鋼板ボイラ</p> <p>巴、昭和、愛知、ネポン、ヒラカワ</p> <p>F R P膨張水槽</p> <p>三菱樹脂、日立化成、ホーコス</p> <p>ルームエアコン</p> <p>ダイキン、三菱、日立、パナソニック、日本キャリア</p> <p>パッケージエアコン</p> <p>ダイキン、三菱、日立、パナソニック、日本キャリア</p> <p>冷温水発生機</p> <p>矢崎、日立、荏原、川重、三菱重工</p> <p>エアハンドリングユニット</p> <p>新興、ダイキン、三菱、昭和、パナソニック、日立、木村、日本キャリア、三菱重工</p> <p>送風機</p> <p>テラル、荏原、パナソニック、谷山、ミツヤ、旭電業</p> <p>冷却塔</p> <p>矢崎、日立、荏原シンワ、空研、日本スピンドル</p> <p>自動制御機器</p> <p>アズビル、ジョンソンコントロールズ</p> <p>ロールフィルター</p> <p>日本スピンドル、東洋空気調和、日本エアフィルタ</p> <p>全熱交換機換気扇</p> <p>三菱、パナソニック、テラル、日本キャリア、日立、ダイキン</p> <p>その他</p> <p>国土交通省仕様適合品</p>																																																																																																																																																										
8 变位吸収配管施工		32 打合せ事項	<p>官庁等名</p> <p>打合せ日時</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>打合せ事項</p> <p>官庁等名</p> <p>打合せ日時</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>打合せ事項</p> <p>官庁等名</p> <p>打合せ日時</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>打合せ事項</p> <p>官庁等名</p> <p>打合せ日時</p> <p>令和 年 月 日</p>																																																																																																																																																										
9 フランジ接合		33 合併処理浄化槽	<p>工事名</p> <p>弥右衛門ふれあいセンタートイレ改修機械設備工事</p> <p>団 面 名 特記仕様書 (2)</p> <p>更新日 2023.7.1</p> <p>作団 2024 年 11 月 日</p>																																																																																																																																																										
10 融着接合			<p>係 長</p> <p>課長</p> <p>団面番号</p> <p>岡本</p> <p>戸田</p> <p>中村</p> <p>M - 02</p>																																																																																																																																																										

## 高知市 都市建設部 公共建築課

施設の分類

- ・ 特定の施設
- 一般の施設
- 地域係数
- 1.0
- 設計用鉛直地震力
- 設計水平地震力の1/2
- 重要機器
- 防災機器
- 火を使用する機器
- タンク類
- 消火設備機器

M - 02



### 附近見取図

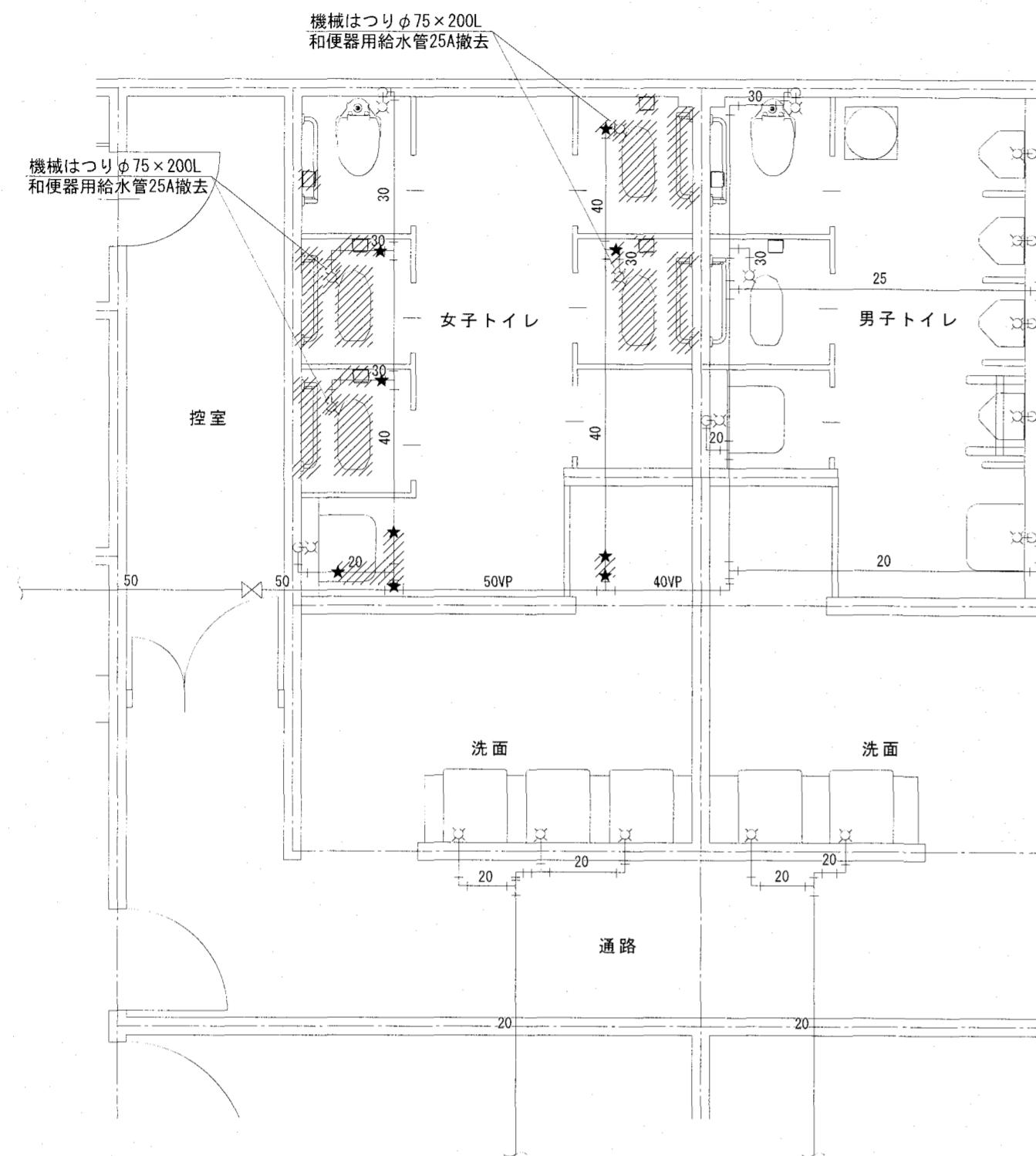
工事概要

- ・トイレ内の和便器を洋式化するもの。
  - ・給水配管用ボール弁 2 箇所を設置する際は断水作業を伴うため、施設が休館の水曜日もしくは祝日のいずれか 1 日で施工すること。
  - ・1月 14 日～1月 28 日の間で現場の施工を完了させること。

\* 実質工期は1.5ヶ月とする。

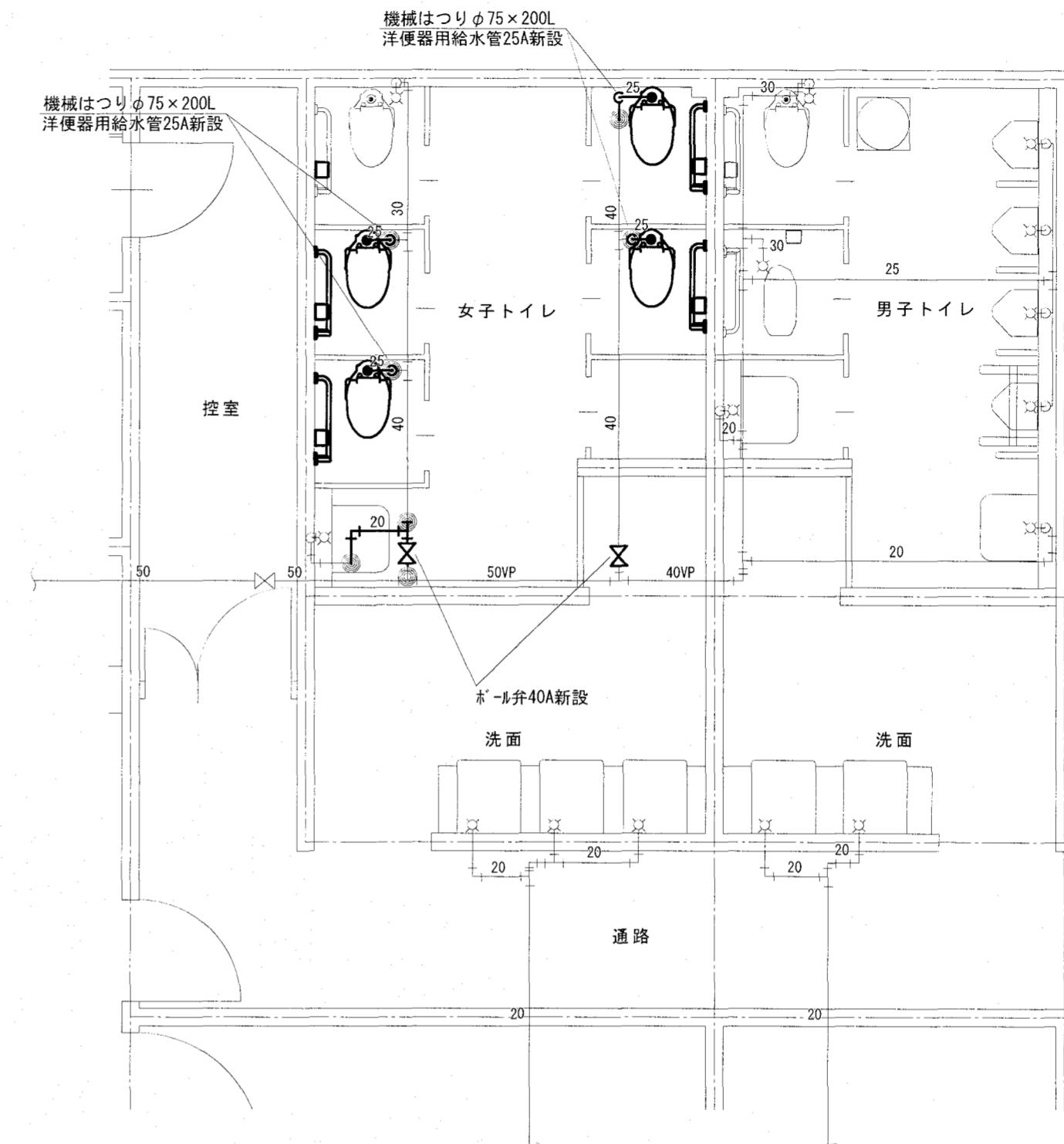
## 位置図

工事名	係	係長	課長補佐	課長	図面番号
弥右衛門ふれあいセンタートイレ改修機械設備工事	岡本	戸田	中村	木村	M-03
図面名 附近見取図・位置図	縮尺	—	作図	2024年11月	日
高知市都市建設部公共建築課					



平面図（改修前）

	硬質ポリ塩化ビニル管 VP
★	配管切断箇所を示す



平面図（改修後）

	硬質ポリ塩化ビニル管 VP
●	水道用硬質塩化ビニルラインケーブル SGP-VD

配管分岐

【撤去・取外し再設置】衛生器具表		
名 称	品 番	備 考
和風大便器	C755F TV750BR	女子トイレ 和洋リモデル工法にて改修 ※床面はりは既存タイル目地に 合わせてカット切ること。 ※床給水FV撤去
紙巻器	5	撤去
L型手摺	4	撤去

※トイレペースにおける内開きから外開きの改修は別途建築工事  
※温便座用電源は別途電気工事  
※床給水FVの立上り配管については撤去

【新設】衛生器具リスト		注 1) 本表に示す品番は衛生器具に求める標準的な品質及び性能を例示するためのものであり、器具選定の際には監督職員の承諾を受けること。 注 2) 固定金具等について各メーかにおける標準的な品番を例示しているが、工事では実際の壁(床)の施工方法に適合する各メーか専用固定金具を選定すること。		
名 称	電 源	T O T O 品 番	L I X I L 品 番	女子トイレ
FV式洋風便器（リモデルタイプ） レバー式FV（床給）温便座	AC100V	CFS494MNHS TCF116 T56PH HP4307	C-P25H CF-T7114A CF-200S CF-18ALJ CF-103BB CF-115-1 CF-115-2	4
紙巻器		YH117	CF-32H	5
L型手摺（樹脂被覆）		T1120L9	KF-920AE70D12J	4

※和洋リモデル工法にて施工した床のモルタル面には床タイル貼り（30mm角）を施すこと。  
※既設床給水FVの立上り配管撤去跡についてはモルタルで穴埋め後、床タイル張り（30mm角）を施すこと。

高知市 都市建設部 公共建築課

工 事 名	係	係 長	課 長 補 佐	課 長	図面番号
弥右衛門ふれあいセンタートイレ改修機械設備工事					
図面名 1階平面図（改修前・改修後）	縮 尺	1 / 50	作 図	2024 年 11 月	M - 04